

件名： 第3回 豚肉のトレーサビリティシステムガイドライン策定委員会
 日時： 2007年11月27日（火） 14：00～17：00
 場所： 東京国際フォーラム G505 会議室
 reported by： 松崎

挨拶

1 開会（略）

2 挨拶

農水省：前回とは畜段階以降の議論をし、枝肉から部分肉にかかる工程の分別管理について細かくガイドする必要があること等の有益な意見が出た。今回は、前回の議論を踏まえ、生産管理のロットなどに関しても議論していただきたい。

3 議事

事務局：資料「豚肉トレーサビリティシステム導入の手引き(案)」を説明。生産農場段階、と畜段階、部分肉加工と卸売をまとめた段階及び小売段階と、業務プロセスが重複しないように分けた。現在、ロット管理や分別管理の細かい留意点など、骨組みをつくった段階。

P. 7～8	識別と対応付け。基本的な原則。
P. 9	ロット管理、識別管理等(初級編) 「食品トレーサビリティシステム導入の手引き」（以下、「手引き」）では、2つ以上のロットに分割された際、新たにロットを形成するのが通常だが、ここでは必要最低限のロットの付与を図示した。 ・卸売業者Cが部分肉を加工する際、と畜場または食肉センター2箇所からの仕入れがあり、①Aと畜場でロット番号を付与されていない枝肉ロットには、C卸独自での加工ロット番号A1を付ける、②B食肉センターがロット番号を付与している部分肉ロットは、B食肉センターから引き継いだ加工ロット番号B1を付けるというやり方である。 ・卸売業者Cが小売業者に部分肉を出荷する際には、ロットA1の現物と納品書の照合をしながら納品、B1は、B食品センターのロットをそのまま活用して、出荷ロットコードとし、小売業者に出荷する。この方法で、必要最低限、川下からの追跡が可能ではないか。
P. 10	ロット管理、識別管理等(応用編) ある程度トレーサビリティが構築されている場合、次のステップとして、卸売業者で付与されたロット番号に、新たなロット番号を付与するケース。ダンボールの中身が変わった際は、新たにロット番号を付与する必要があるが、それ以外にも冷凍保存、ロット管理の精度をもっと細かくするなどの目標がある場合、ロット番号を新たに付与するケースが必要になるので、次のステップという形で示した。その他、ロット管理にはいろいろな方法があるが、全体の生産流通を通して考える場合に、基本的な例を示したほうがよいのではないか。

P. 15	と畜段階の流れ と畜場は食肉センター、卸売市場、その他と畜場と3つの形態があり、業務のプロセスもいろいろある。
P. 16	と畜段階における記録管理の項目を列記
P. 17	と畜段階における伝票帳票の記録保管や流れ
P. 18	ロットの形成、記録管理の保管の手順
P. 19, 20	対応付けの記録を例示 対応付けの記録がわかるように記録台帳と記録項目を例示した。生産農場段階～小売段階まで、各段階ごとに構成。
P. 40	コード体系の事例 様々なコード体系がある中、一つの事例として、GS1-128に基づいた食肉標準物流バーコードを参考例として掲載。
その他	産地表示の問題として、p.16の生産農場段階の記録項目に「出荷者」「生産農場名」の項目はあるが、「産地名（都道府県別）」も、今後加えていく予定。 生産農場などが複数の都道府県にまたがる場合は、複数の都道府県名の記載もありえることを記載していく予定。

<生産農場段階>

委員 A：素豚の受入れ、肥育からはじめる場合と一貫経営の場合はどうするか。

事務局：農場の段階は、どこを起点とするとよいか。肥育の段階を起点とした方がいいのか、最初の繁殖段階からスタートした方がいいのか。

委員 B：大半が一貫経営なので、正確にやるならば母豚を起点にした方がよい。

委員 A：と畜以降のトレーサビリティをきちんと確立していくことが大切。生まれた記録等を、生産農場から出荷後もわかる様、生産農場として記録を残す。細かい豚房移動の記録までを求めると、トレーサビリティシステムの導入はできないと思う人が増える。

委員 B：生産段階でのチェック（p.11 生産農場段階におけるロット毎の記録項目）は生産農場ごとにやる方が、と畜以降もトレースしやすく望ましい。

議長：完ぺきなシステムにしなければいけないのではなく、一定の範囲の中でやるということを記載すればよい。ここまでやればこの程度のトレーサビリティはできるという書き方をしてはどうか。

委員 B：個体管理の識別は、腹(母豚)ごとでもできるが、消費者までその情報を伝えることは難しい。出荷した生産農場までを遡れるようにし、生産農場で個体がわかればよい。

委員 C：経営として、一貫経営、繁殖部門、肥育部門とあるが、生体移動の場合、1.繁殖部門・肥育部門の子豚が公設市場で移動していく場合、2.肉豚段階でも、と畜されず生体で売買される場合が、把握されればよいのではないか。

議長：どこまでトレーサビリティを確保するかは、消費者のニーズによる。豚房単位まで、トレースする必要性はない。

委員 A：素豚の供給をしているところは、どの種豚場から仕入れたという記録は残るが、それ以上の記録は必要か。

事務局：生体市場で購買する場合は、どのような情報が入っているか。

委員 C：生産者、産地、品種銘柄。しかし、生体市場は近い将来はなくなるのではないか。出荷時は出荷者、生産農場、産地、日付などを伝達しなければ、と畜場側は受け付けない。また、と畜場へ生年月日は通常伝達しない。

委員 B：飼育管理の飼料、薬剤投与暦は、トレーサビリティ上は必要ではないが、一番消費者に重視される部分なので、生産農場段階で記録するほうがいい。

委員 D：と畜場では、生産農場段階から個体ごとの記録を受け取っても、その先の段階へ伝達することは不可能だ。

委員 C：生産者は 10 頭、100 頭単位で出荷するので、と畜場は、それを一箇所に係留し、どの生産者が出荷した豚なのかを明確にしているだけだ。

事務局：繁殖からスタートするとき、生年月日は記録としては残すが、出荷時に伝達する必要はないという理解でよいか。

委員 D：生産者は母豚単位で出荷しているわけではないので、と畜段階で異なる生年月日の豚が必ず混ざる。出荷は農場単位で行われており、それ以上を求めるのは、物理的にも経済的にも無理だと思う。

委員 B：耳標をつけて出荷している場合は、流通段階まで情報は流れていくのか。

委員 D：依頼があれば行うが、別途料金が必要だ。

委員 E：生産農場段階としては、繁殖も肥育も記録は同じだ。肥育豚の受入れは例外で、メインは一貫生産なのでそれを基準として記載すればよい。また、生産農場段階は「仕入先」「販売先」でなく「入荷」「出荷」という言葉がよい。

事務局：P.11 の「肥育素豚の受入れ」という表記はやめ、飼育管理という中で、受入れ、繁殖一貫内での繁殖、生体市場から購入という 3 つのパターンを一つの工程の中で、留意点と共に項目を並べるということによいか。

委員 F：一般的な生産農家の飼養管理の項目を並べればいいのではないか。

委員 A：素豚を外部から購入する際は、別枠で記録項目をつけたせばいい。飼育段階での記録、出荷時点での記録を分けて記載すべきだ。

委員 C：生産農場段階におけるロットごとの記録項目という表題の「ロット毎」の表記は必要か。

委員 F：生産農場段階の伝達項目の組み合わせで、ひとつのロットができると認識している。生産段階の全ての項目をロットとして管理すると難しくなる。

事務局：豚房、豚舎を一つのロットとして、記録することはできないか。

委員 B：ある程度の規模の生産者は週ごとに一つのロットとして管理している。

委員 C：小さい農家は、ロットという概念がなく、全農場がロットになる。そのため、出荷をひとつのロットとしてみてもいいのではないか。

委員 A：繁殖豚舎から肥育豚舎に移した時、豚舎・豚房単位の記録として残すか。

委員 C：基本的には豚舎ごとに、投薬や治療、飼料について記録している。分娩舎の中での個体管理、子豚が肉豚になるまでの 3 段階を群編成している。

委員 A：豚舎ごと、または豚房ごとに記録を残すという記述でいい。

事務局：P.14 に、具体的な記録の台帳を示したがどうか。

委員 C：管理台帳は、肉豚（子豚～）の管理台帳、母豚（ストール～分娩）の管理台帳の2つに分けられる。

議長：一定期間に出産した母豚群として管理するのか。

委員 C：たいてい種をつけた3週間分程度を一つのロットにする。

<と畜から卸売段階における識別単位と対応づけについて>

委員 E：加工ロット番号による識別と記録・保管 (p.10) の図は、ロットの統合ではなく、Cという保管ロット、販売ロットを示そうとしているのではない。ロット A、ロット Bをそのまま管理できるのであれば、これは「ロットの統合」でなく「ロットの移動」だ。

委員 A：物理的なロットと、商売上管理のロットがまだ結びついてない段階ではないか。「B11」には、バーコードシール(P.41)が新たに添付されたイメージか。物理的なロットなのか、表示上のロット（加工ロット）なのか。

事務局：原則的には、新たに作られたロットにロット番号が書かれたシールを貼ることが望ましいが、中小零細の業者が、入荷・加工・出荷ロットの全てにロット番号を付番するのは大変なので、P.9では、川上からきたロット番号や伝票番号を入荷ロット、出荷ロットに置き換えて、その番号で遡及する方法とした。

委員 E：新しいロット番号を付与せずに「B1」という形のまま流通し、識別ができているのであれば、それは新しいロットではない。

委員 A：「手引き」P.26のCの図にあるように、ロットの統合では、A,Bはラベルに書かれているが、Cは書かれていない。Bという論理ロットと物理ロットの組み合わせ、CにはAとBがあり、名前はCだという整合性をうまく表現していく必要がある。

議長：C卸売業者内ではA1,B1を一括りにして、C1として管理を行う。内訳として、A1、B1があるということか。

委員 A：論理ロットの中に物理ロットが複数入ることがある。論理ロットの使い方と物理ロットの使い方を整理してほしい。

議長：A,Bという物理ロットが残ったまま、自分の管理の都合上、Cという論理ロットで管理するということか。

委員 A：そうだ。しかし、A、Bのシールを剥すということはない。

議長：買った方もA1やB1ではなく、Dというロットをもらったという事実しかわからない。受け取ったほうも、Dという記録として残していくのか。

委員 E：結果的にはそうなる。

委員 A：P.9,10は、加工段階のことだけを言っているのか。卸売業者が加工した時、Cという統合ロットをつくったら、その中にA1,B1が入っているという記録を残しなさいと書けばよい。卸売業者の工程(P.21)に例があるが、卸～卸段階のところの記述が少ない。記録項目(P.22)も同様。P.9,10は、加工ロット番号をどう記録するかということに徹底し、納品伝票に加工ロット番号ごとの記録をするという記述(P.9)を後ろに持っていったらどうか。

委員 E：ロットの分割についてはp.21の卸売業者の段階で記述すればよい。

議長：部分肉加工を行う事業者が加工したものの情報を伝達するときに、A1とB1でCという管理ロットを作る場合、納品伝票の明細書に(P.9)、Cだけでなく、量目として重量と中身(A,B)が伝達されていくのか。明細があり、

シリアル番号に紐付けされていると完ぺきだが、実際には、受け取った事業者がCを管理し、開封後初めて内訳がわかるような形なのか。

委員G：基本的にAとBで分けて管理する方が正しい。

議長：事業者がもう少し範囲を広げてでも、ロットを組みたいという場合は、Cが必要になる。

委員G：小売からみると、鹿児島産A,Bを鹿児島産Cとして同じロットとして買うことはでき、鹿児島産という形で販売する場合には問題ない。

委員A：Cは売るほうが管理している管理ロット、小売は、仕入れたら仕入れの論理ロットをつけて管理している。

議長：受け取った側が、受取元のロット情報をしっかり把握する必要があるのではないか。

委員A：管理のための管理番号をふることを記述しておく必要がある。CロットがありながらA,Bも使うやり方と、Cのみ使うやり方と二通りあるのでしっかりガイドすべき。

委員G：賞味期限が2つあれば、使用に問題がなければ一緒に入れて、賞味期限が短いほうを優先して販売することもあるということ为例示してはどうか。

委員E：ロットを形成する最低条件をきちんと決める必要がある。最低でも同一加工日のものを1ロットとして管理すべきだ。

議長：加工ロットと、卸で出荷ロットを統合するのでは異なる。卸売業者が2つのロットを統合することはありうるのか。

委員A：賞味期限が一日違いの場合、卸側からは2つのロットになるが、仕入れ後すぐに出荷される場合、一つの入荷ロットとする場合もある。

委員E：A,Bという加工日の違うロットは、完全に識別して仕入れることができるが、仕入先の加工ロットにおいては、昨日の加工品は昨日のもの、今日の加工品物は今日のものとして持ってくる必要がある。枝肉は昨日と畜したものと今日と畜したものが識別できるので、同時に入れて自分のところで加工した場合、しっかり加工日を管理して販売する必要がある。

議長：例えば、冷凍牛フィレの解凍販売時、と畜日の違うものが、アウトパッカー等でスライスされ、一つの加工日として賞味期限も貼られ、販売されるなどのケースもきちんと説明したほうがよい。

<小売段階>

議長：小売段階で一番大変なのは、情報よりもモノの分別管理(p.37)ではないか。

事務局：小売段階における記録保管の手順(p.31)の中で、生肉加工を行う場合は、ロットが混合しない様、目印をつけるなどの工夫を行う等の記述しかない。

委員A：黒豚、白豚の違いは当然のこととしてやっている。小売段階における記録保管の手順(P.31)に、「どの部分肉のロットから」という記述があるが、そのロットはどこで振番されたかが不明確だ。また「ロット」でなく「商品が」「原料が」等の記載にすべき。「小売段階における記録管理項目」(p.29)は、商品アイテムのロットか、原料ロットか、入荷時点での識別番号毎の単位か、明確にしてほしい。記録台帳の例示(P.32)は、仕入れと加工番号は、実際、連続ものではない。入荷した管理番号、ロット番号を紐付けて書いてもらえばよい。生肉加工段階での記録の手順としては、小売段階での仕入れ時の品名仕入先書を見た重量の記録、仕入段階でのロット

ト番号付与、ロット番号ごとの生肉加工した加工ロット番号の付与、ロット番号と原料との紐づけなどを書けばよい。また原料の加工ロット番号の記録は、バックヤードでやるにはかなりハードルが高い。いくつかのパターンを示すべき。管理ロットで入荷ごとに管理できるのではないか。

P.41 の食肉標準物流バーコードラベルのようにきちんと管理してほしいが、きちんと全国に流通させるのは難しい。

P.40 のコード体系については、あくまで参考ではあるが、食肉流通標準化システム協議会としては強く普及したい。

事務局：仕入日は賞味期限ごとでもいいのか？

委員 A：GS1 は加工日をグローバルスタンダードにしており、現在バーコードの中に消費期限は入っていない。

議長：棚卸のような発想で、仕入日といつ販売し終わったかを記録に残すのは難しいのか。

委員 A：店舗のバックヤードに棚卸が必要なほど物を保管しない。加工日さえ管理すれば、それを基準に消費期限が分かる。

議長：仕入日を管理する場合、いつまでその原料で加工したかということをチェックしなくてもいいのか。

<その他>

委員 A：P.35 の事業者間の情報伝達について、卸売業者～卸売業者間で伝達する情報についても明確にすべきだ。最低限伝達する情報を書く必要がある。卸売業～小売業に伝達すべき情報と変わらない。

議長：部分肉加工等、小売と違う点で、意識するところはないか。

委員 A：小売段階では、生肉を加工するので、項目を新たにして、部分肉の仕入れ、生肉の販売という部分を明確にしてもらいたい。アウトパックセンター段階(p.27)で、生肉になった時、商品名か、品名か統一した方がよい。「品名(または銘柄)」の記録項目は、品名だけでよい。部分肉は、品名(または部位名)となるか。

委員 E：正確には、商品名称で、食肉の種類と部位。JAS 法の内容を書けばいい。

委員 A：食肉標準物流バーコードと同じ言葉を使えばよいのでないか。

委員 E：品名(部位)でよいのでないか。国産豚しか扱わないのか。品種、銘柄の表記の部分を明確にすべきだ。セリの記録台帳、市場で実際に使っている帳簿例を載せたほうがよい。

委員 H：ガイドラインのスタンスとして、これから導入する事業者に対しては、きちんとしたシステム構築の方法を書いて、この部分を簡略化できると書くのか、最低限のトレーサビリティを確保するための要件をベースとして、きちんと行うときは、これを付け加えましようとするのか。

事務局：事務局としては、後者で考えている。

第4回委員会は、2008年1月29日(火)に開催する。

4. 閉会(略)

以上、敬称略